



クラウドファンディング活用型 まちづくりファンド支援業務のご案内



活動拠点の古民家を新規事業用に一部を改修



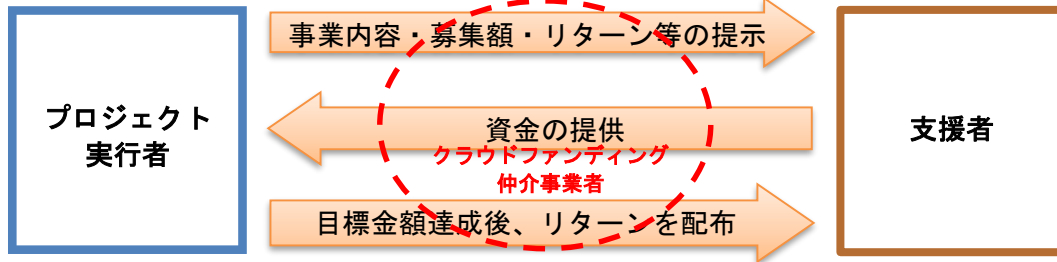
伝統的古民家を賃貸住宅に改修し、景観保全に貢献

一般財団法人 民間都市開発推進機構

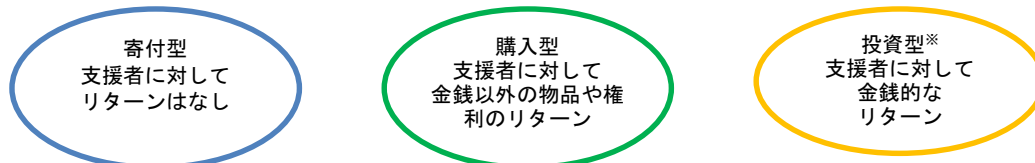
1. クラウドファンディングとは

●クラウドファンディングの仕組み

クラウドファンディングとは、インターネット上で自分の活動を発信することで、共感し、応援してくれる仲間（支援者）を募り、お金を集めることができる仕組みです。



クラウドファンディングは、一般的に大きく3つの種類に分類することができます。



●クラウドファンディングのメリット

- ◆ **新たな資金調達の道** → クラウドファンディングを活用することは、**新たな資金調達の道**につながります。また、多くの人の共感が得られるように事業内容やアピール方法を工夫することで、事業の幅を広げることも可能となります。また、事業実施のモチベーションの向上にもつながります。
- ◆ **多くの人々の関わり** → これまでのまちづくりは、行政やまちづくり会社等の一部の組織が中心でしたが、昨今では市民の協働によって実施されるまちづくり事業の展開も見られます。さらに上述のような資金調達が可能となることで、地元企業など、より**多くの主体がまちづくりに関わり**、地域の課題解決につながることを期待できます。
- ◆ **まちのファンづくり** → より多くの人々がまちづくりに参加し、参加者の裾野を広げることが可能となります。またこのような参加者が地域のファン、まちづくりのサポーターとなることも期待できます。このように、クラウドファンディングは「**まちのファンづくり**」の手段にもなり得ます。
- ◆ **プロジェクトのPR** → インターネットを活用する仕組みであるため、資金調達だけでなく、プロジェクト自体を**広く社会に対してアピール**でき、地域の人々をプロジェクトに巻き込みやすいといったメリットがあります。また、プロジェクトの実施前から**顧客づくり、ファンづくり**を図ることが可能です。

2. クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務とは

クラウドファンディング等を通じて広く個人等の賛同を頂ける魅力的な「住民等によるまちづくり事業」を支援します。

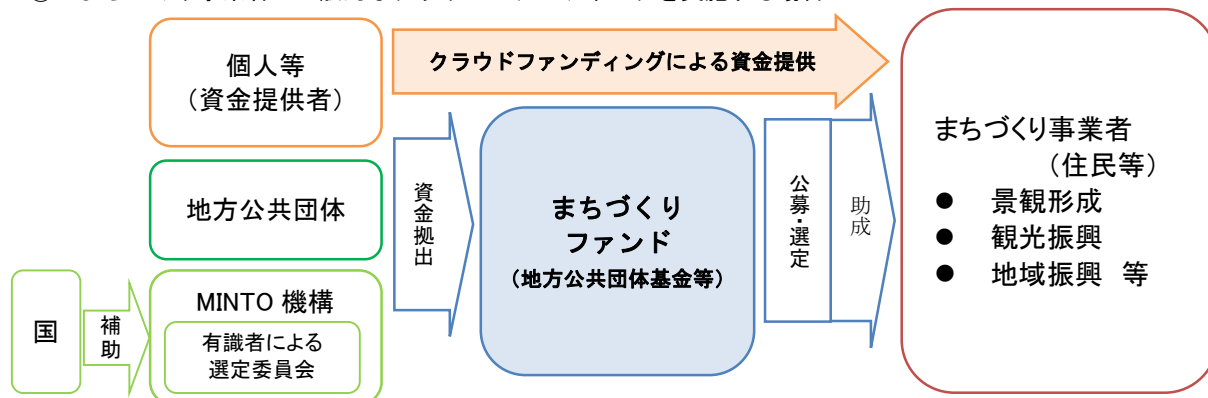
- ① 地方公共団体と MINTO 機構の資金拠出によりまちづくりファンドを組成します。
- ② まちづくり事業者（住民等）はクラウドファンディング^{※1,2}により個人等から資金提供を受けていただきます。
- ③ クラウドファンディングで、調達目標額の 1 / 2 以上調達できた場合、原則としてその残額を助成することができます。

※1 寄付型・購入型に限る。

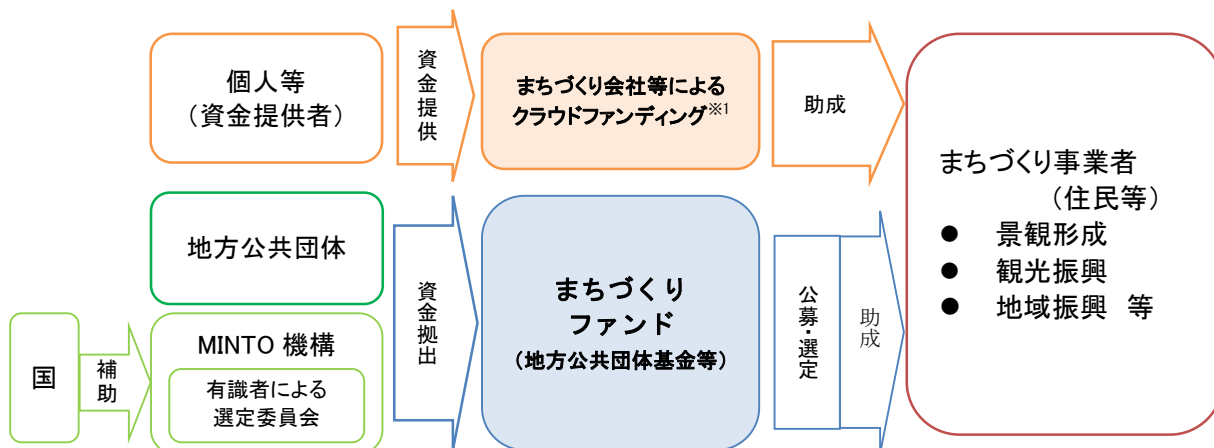
※2 まちづくり会社等（公共団体を除く）が、まちづくり事業者に代わり、クラウドファンディングを実施することも可能。

3. 支援の仕組み

- ① まちづくり事業者が一般的なクラウドファンディングを実施する場合



- ② まちづくり会社等がクラウドファンディングを実施する場合^{※1}



※1 まちづくり会社等（地方公共団体を除く）が、まちづくり事業者（住民等）に代わりクラウドファンディングを実施し資金を集めることを想定。

制度の特徴

- まちづくりファンド（基金）の新設・既設は問いません。
- まちづくりに資するハード事業であれば、幅広く助成の対象となります。（ハード事業と一体となるソフト事業も助成等の対象となります。）
- MINTO 機構の拠出金は、拠出した年度に限らず数年間にわたって活用できます。
- MINTO 機構の拠出金は、原則として返済の必要はありません。
- まちづくり事業者が行うクラウドファンディング実施のためのホームページ作成等の事務に対してコンサルティング等の支援をお考えの場合はご相談ください。

4. クラウドファンディング活用型まちづくりファンドから助成対象となる事業の例

MINTO 機構の拠出金は下記の事業に活用できます。

○まちづくり事業の例

【景観形成に資する事業】

- ・街並み景観に配慮したファサードの改修、植栽や花壇の設置工事等の緑化活動 など



景観形成に対応した
店舗ファサード改修

【まちの魅力向上に資する事業】

- ・シンボル施設の整備、
ライトアップ設備の整備 など

【空家等の利活用に資する事業】

- ・空家、古民家、空店舗を活用した
地域交流拠点の整備 など



土蔵を活用した
地域交流拠点整備

【伝統文化の継承・歴史的施設の保全に資する事業】

- ・伝統文化継承のための資料館等の整備
- ・地域の伝統的な町家、歴史的建築物
【倉庫、蔵、住宅等】の保全・改修 など



伝統芸能伝承の為の施設改修

【安心安全なまちづくりに資する事業】

- ・バリアフリー化のためのスロープの整備 など

【観光振興に資する事業】

- ・観光物産品の販売施設整備、観光振興のための
案内板の設置 など



震災復興・観光振興の為の
モニュメント「幸せの鐘」設置

注) 本来、地方公共団体等が実施すべき事業を除きます

○助成対象となるソフト事業の例

- ・クラウドファンディング仲介事業者への委託費用
- ・クラウドファンディング実施のためのホームページの作成、返礼品の管理業務等に関するコンサルティングの費用
- ・資金提供者に対してクラウドファンディング事業のPR、広報を実施するための費用
- ・什器等の購入費用

5. 支援の対象となるまちづくりファンドの種類

まちづくりファンドは、次のいずれかとなります。

- ・ 地方公共団体が設置する基金
- ・ 公益法人（公益財団法人又は公益社団法人）
- ・ 公益信託
- ・ 市町村長が指定する NPO 等の非営利法人^{※1}
- ・ 指定まちづくり会社^{※2}
- ・ 復興まちづくり会社^{※3}

なお、MINTO 機構からの資金拠出時には、ファンド組成されている必要がありますが、応募される時点では、ファンド組成は予定で構いません。

※1：市町村長が指定する NPO 等の非営利法人とは、都市再生推進法人、中心市街地整備推進機構、景観整備機構、防災街区整備推進機構、緑地保全・緑化推進法人等として指定された非営利法人をいいます。

※2：指定まちづくり会社とは、都市再生推進法人として指定されたまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社です。

※3：復興まちづくり会社とは、別に定める要件に適合するものをいいます。（特定被災地方公共団体である市町村関連）

6. まちづくりファンドへの支援の内容

MINTO 機構の拠出金額の限度は、次の①～③のうち最も少ない金額となります。

- ① まちづくりファンドの規模、助成の対象等を考慮し、最大 1 億円まで
- ② 当該まちづくりファンドに対する地方公共団体の拠出金額[※]
- ③ 当該まちづくりファンド総資産額（MINTO 機構拠出分を含む）の 1 / 2

※応募の時点では拠出予定で構いません。

7. まちづくりファンドの選考

お申し込みいただいたまちづくりファンドに対し、MINTO 機構に設置するまちづくりファンド選定委員会の議を経て、支援の対象となるまちづくりファンドを決定します。

まちづくりファンド選定委員会[※]においてまちづくり事業に対する様々なアドバイスを受けられ、まちづくりの参考としていただけます。

※選定委員会メンバーはまちづくりの有識者により構成されています。

8. まちづくりファンドからまちづくり事業への助成等の条件

- まちづくり事業を行う者がクラウドファンディングの実施に際して設定する調達目標額が、自己資金の充当額等を勘案して、当該事業の総事業費を確保するために必要な水準に設定されていること。
- クラウドファンディングによる調達額が、調達目標額の 1 / 2 以上であること。
- クラウドファンディングで、調達目標額の 1 / 2 以上調達できた場合、原則としてその残額を助成することができます。



一般財団法人 民間都市開発推進機構

〒135-6008 東京都江東区豊洲3丁目3番3号豊洲センタービル8F

企画部 TEL : 03-5546-0797、FAX : 03-5546-0794

Eメール : kikakubu@minto.or.jp

HP : <http://www.minto.or.jp/>

公的不動産活用通信(PREメルマガ)のご案内

当機構では、毎月一回程度、公民連携の新しい動きや関係各省庁の動向、公的不動産活用の事例や関連セミナーの紹介など、関係者の皆様に配信しております。みなさまのご登録をお待ちしております。

(当機構 HP・トップページからもアクセスできます) <http://www.minto.or.jp/products/mailmaga.html>

表紙の写真

【左】地元農産物を使った加工品販売の為に改修事業。加工品販売を通じ、多世代コミュニティを創出にも活用されている。

(未来ファンドおうみ)

【右】街なみ保存地区における、伝統的建造物である町家を賃貸住宅として再生し、街並み景観保全にも活用されている。

(なごや歴史まちづくり基金)